



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 新国家主義政策に見る社会教育の法化                                                                 |
| Author(s)        | 姉崎, 洋一                                                                            |
| Description      | 課題研究5: 学習社会支援システムの再編成と市民的公共性の創造                                                   |
| Citation         | 日本学習社会学会年報, 1, 53-54                                                              |
| Issue Date       | 2005-09                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/44723">https://hdl.handle.net/2115/44723</a> |
| Type             | journal article                                                                   |
| File Information | NGSN1_53-54.pdf                                                                   |



## 新国家主義政策に見る社会教育の法化

姉崎 洋一（北海道大学）

### 1. 「新自由主義教育改革」の新段階

近年の新自由主義的改革の特徴は、別に触れたが、<sup>1)</sup>以下の4点に整理される。(1) グローバル国家戦略＝「国民的競争国家」への転換、すなわち、活動的で強い市民の育成と知識情報に裏付けられた経済社会への移行をスムーズに行う。(2) 行財政公共部門の操作統治システムの転換をはかる。端的には、官僚統治モデルから企業経営モデルへ転換させる。(3) 「広義構造改革」(渡辺治)としての地方制度改革、司法制度改革、教育改革を断行する。(4) 以上を実現するためのNPM型行財政・教育改革を強力に推進する、がそれである。具体的には、第一のグローバル国家戦略とは、国民的競争国家ないしは品質保証国家への転換である。例えば、日本経団連『活力と魅力溢れる日本をめざして』(2003)に明瞭な国民経済の枠内の資本集約からグローバル化する多国籍の資本集約がはかられ、MADE IN JAPAN からMADE BY JAPANへ転換が意図されてきた。すなわち、人材配置と生産の多国籍の展開を推進し、情報集約化と付加価値的技術による国際的競争に打ち勝つ商品開発、金融市場生き残りが組織され、それを担う「活力ある市民社会」＝知識基盤社会を支える「知的エリート」養成が重要な課題となるのである。第二は、行財政公共部門のoperation system (OS) の転換としての官僚統治モデルから企業経営モデルへの移行である。これは、従来の行政官僚統治型の行財政改革の行き詰まりが、コスト論として明瞭になり、それまでの部分的民間委託や財団、公社、事業団管理による行政などはもはや歴史的使命を終えて放棄され、戦略的アウトソーシングとして、あらたに独立行政法人化や指定管理者制度の導入などの政策転換を示している。第三は、これらを実現するには、法律改正、地方行財政制度や地方公共団体の構造改革、教育改革が

不可欠であり、痛みをともなう「聖域なき構造改革」の断行が求められるのである。ワンフレーズ型政治を進める小泉内閣はその限りで、多国籍資本や財界から歓迎されているといえる。そして、以上を実現するためのNPM型公共部門改革の洗練と精緻化が推し進められてきているのである。

### 2. 「構造改革」の10年とは何だったのか。

#### (1) 民の学びの権利が「失われた10年」

「民の学びが失われた10年」の含意は以下にある。第一に、教育とくに社会教育は、この10年「聖域なき構造改革」による破壊に次ぐ破壊を受けてきた。投げかけられた攻撃パターンは多様であった。例えば、「ナショナルミニマムの達成」、「市民の学びの成熟により公的支援は不要」、「不採算部門、行政評価の低い分野はスクラップ化」、「職員の専門職化、正規職員化、フルタイム雇用は無駄なコスト」などの声高な主張は、財政面と内容面での2つの意味での「社会教育終焉論」の合唱であった。その結果は、「民の学び」の基盤の解体であった。第二は、地方分権・市町村合併の嵐である。端的な事例は、地方分権一括法(1999)、中央省庁再編(例えば、文部省→文科省、新中教審の成立)に続くいわゆる「平成の大合併」(2006年に、約3300自治体が約1,700になると予測されている。)である。そこでの「三位一体型改革」とは、結局のところ、財政の地方自治体負担化と自治基盤の破壊を導き出したといえる。第三は、規制緩和とリストラの進展である。PFI法(1999)、構造改革特別区域法(2003.4)、地方独立行政法人法(2003.7)は、その具体的な手段であり、中でも一番大きな問題は、地方自治法の改正(244条の2)による「指定管理者制度」の成立である。これは、公の施設の民間企業やNPOによる管理運営を全面的に

許容し、事業への全面的戦略的なアウトソーシングの拡大をねらうものである。さらに、教育特区の実験の開始（2003—）は、従来の枠組みや規制を越え、株式会社立学校（小学校から大学まで）を可能にしたといえる。

### 3. 教育における「構造改革」は矛盾を拡大してきた。

#### （1）1999 地方分権一括法とその後

2004.4 地方分権一括法（475本の法律改正）施行は、国・都道府県・市町村の「接続関係」の「改変」を企図したが、それは実質としては、①見せかけの機関委任事務の「廃止」（国事務の残存）や「分権型社会」の謳い文句と実態との矛盾を浮かび上がらせ、集権化、広域化の進展と「分権」のきしみをもたらした。②また、「市町村合併」の強権的な促進は、地方制度調査会と総務省に対して、地方行財政改革の圧力が働き、財政危機と事務事業の見直しの名の下に公私混合行政協働システム（NPM型行政、例えば指定管理者制度）の多様な押しつけが強められたといえる。また、総合行政の推進の中で、専門行政のありかたもあいまいにされてきた。さらに、③教育の機会均等政策の放棄（成果主義型競争の結果としての報酬、褒賞）は、「選択」の可能性を極小化し、学力獲得や進路における「希望格差化社会」（山田昌弘）ともいうべき国民の二極化を促した。④教育政策においては、学校教育以外は政策的な順位付けの低位置化が進行し、一般行政への社会教育の包摂化政策が進み、社会教育行政は、総合行政、対策行政の周縁を担うかのような役割に墮してきている。⑤学校教育における大国主義、国家統制は、一方に理数系や英語のエリート学校の創出をはかるとともに、他方では＜心の管理＞を軸とした、教科書統制、教員統制・評価、「君が代・日の丸」強制、「心のノート」教育などの動きをもたらし、その総仕上げに教育基本法改正が位置づけられてきた。⑥こうした中で、教育委員会制度の存立意義のゆらぎが声高に語られるようになってきた。

#### （2）地域での新たな学びの共同と公共の再生の動き

このようなグローバリゼーションに対応した「構造改革」は、＜顔の見える公共圏＞の「解体」

と＜顔の見えない公共圏＞の押しつけの相克をもたらしてきた。「液状化社会」と匿名型リスク社会への移行政策は、一方に競争に強い個人を地域社会と切り離す形で創出するとともに、他方では、それによって痛みを強いられる人々による地域（顔の見える公共圏）をつくる学びへの要求を高めてきた。その意味で、①公民館の役割の再発見や、子育て支援のネットワークの広がり、②暮らし、環境、農の住民の主体的決定権の取り戻し、③高齢者の福祉・看護の統合的な学習の広がり、④若者の働きと生き甲斐の再生（フリーター、ニート問題への対応）⑤NPO、大学、文化NGOなどの新たな協働の発展、⑥自治と共同を築く自治体条例などの市民参加型制定、⑦村、町、市の都道府県や国への対等な関係性への思想をもたらしてきた。かかる思想を育み主体形成をはかるには、新たな学びの共同体の形成が必須である。関連して、近年の成人学習理論の生成発展とその事例も留意された。以上、報告の一部を要約したが、意の不足があることを寛容頂きたい。

#### 〔注〕

- （1）拙稿「現代教育改革と社会教育の革新」（日本社会教育学会編 講座現代社会教育の理論第1巻『現代教育改革と社会教育』序章、東洋館出版2004）など参照。